

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令（案）に係る意見募集に対する意見と考え方
—消防救急無線及び防災行政無線に関する規定の整備—
（平成23年2月8日～同年3月10日意見募集）

【意見提出：2者】

提出された意見	意見に対する考え方
<p>消防 SCPC 無線が防災行政用市町村デジタル移動通信系（以下、市町村デジタル防災無線）の周波数を使用することに関して、市町村デジタル防災無線への周波数割当てに影響があると考えます。市町村デジタル防災無線向け周波数が不足した場合は、基地局追加等の自治体財政負担増につながり、デジタル化を遅らせる要因の一つになることを懸念します。</p> <p>対応策として、例えば、都道府県デジタル防災用に割当てている周波数を、市町村デジタル防災無線にも割当ててを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【モトローラ株式会社】</p>	<p>防災行政用の無線局に対して指定する周波数については、免許人が都道府県又は市町村のいずれであるかによつての区別を行っていません。このため、ご希望の内容については、現に対応済みとなっています。</p>
<p>b 陸上移動局又は携帯局、(d) の内容に関しまして、「・・・サービスエリアをまたいで移動するに当たり、その受信チャネルを自動で切り替える・・・」とございますが、受信チャネルのみでは無く、送受信ペア波で割当てられたチャネル自体を切り替えていく機能も考えられ、この機能を実現する装置類の開発を予定しております。</p> <p>つきましては、この機能が改正案の規定上可能でないならば、可能となるような修正をされることを要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>ご意見を踏まえ、受信チャネルと共に送信チャネルも同時に切り替える機能を想定した規定となるよう、修正することといたします。</p>